

# 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標について

「賃貸住宅供給促進計画の検討・策定の手引き（国土交通省住宅局住宅総合整備課：平成 29 年 10 月）」に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標量を算出

## 1 公的賃貸住宅

公営住宅の供給については、住生活基本法第 17 条第 1 項の規定に基づく「愛知県住生活基本計画 2025」に定められた公営住宅の供給の目標量との整合を図り下記のとおりとし、その他の公的賃貸住宅の供給主体とも連携して、公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給する。

### 愛知県住生活基本計画 2025

#### I 「安全・安心」に暮らす

#### 目標 3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

#### ■成果指標

指標	目標値
公営住宅の適切な供給 計画期間中の公営住宅募集戸数	57,000 戸 (H28～37 の累計)

## 2 登録住宅

下記のとおり登録住宅として活用が見込める住宅の戸数を推計し、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給の促進を図る。

### ① 愛知県内の空き家（賃貸用、その他空き家）の戸数の推計

$$A = \text{賃貸用空き家数} \times 18 \text{ m}^2 \text{以上の住宅の割合}$$

$$B = \text{その他の空き家数} \times 18 \text{ m}^2 \text{以上の住宅の割合}$$

### ② ①のうち、昭和 56 年以降に建設された住宅の戸数の推計

$$C = A \times \text{昭和 56 年以降に建設された住宅の割合}$$

$$D = B \times \text{昭和 56 年以降に建設された住宅の割合}$$

### ③ ②のうち、賃貸用として活用される住宅の戸数の推計

$$E = C \times \text{現状賃貸用空き家で今後も賃貸用として活用する意向のある住宅の割合}$$

$$F = D \times \text{現状物置又はその他用途の空き家だが今後は賃貸用として活用する意向のある住宅の割合}$$

### ④ ③のうち、登録住宅となる住宅の戸数の推計

$$G = E \times E \text{のうち登録が見込まれる住宅の割合}$$

$$H = F \times F \text{のうち登録が見込まれる住宅の割合}$$

$$\text{登録が見込まれる住宅の戸数} = G + H$$